（削る）

六・七　（略）

2　法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一　申出者が国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下「第二号被保険者」という。）であることについての証明書

二　個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあっては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）

三　申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあってはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあっては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第三号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかの別を含む。）についての当該事業主の証明書

六・七　（略）

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあっては、次に掲げる書類

イ　申出者が障害基礎年金受給者等であるときは、年金証書又はこれに準ずる書類の写し

ロ　申出者が国民年金法第八十九条第一項第三号に掲げる施設の入所者であるときは、申出者が同号に掲げる者に該当することについての申出者が入所している施設の長の証明書

二　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる書類

イ　申出者が国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下「第二号被保険者」という。）であることについての証明書

ロ　個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあっては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）

ハ　障害基礎年金又は国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の五第一項各号に掲げる給付を受給している者（同条第二項各号に掲げる者を除く。次項において「障害基礎年金受給者等」という。）については、その旨及び年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。第五十条第一項第二号において同じ。）又は記号番号若しくは番号

四　申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施していない場合にあってはその旨、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあっては、申出者に係る確定給付企業年金の加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書

五　申出者が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第七号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格の有無についての事業主の証明書

六　申出者が私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項に規定する学校法人等に使用される者であるときは、申出者に係る私立学校教職員共済制度の加入者の資格の有無についての事業主の証明書

七　申出者が石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第六条に規定する事業主に使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書

八　申出者が次に掲げる者の資格を有するかどうか（申出者が次に掲げる者の資格を有するときは、当該資格を取得した年月日を含む。）についての事業主の証明書

イ　中小企業退職金共済契約等の被共済者

ロ　特定退職金共済契約の被共済者

ハ　退職手当共済契約の被共済職員

ニ　外国保険被保険者等

ホ　申出者が使用される厚生年金適用事業所において実施されている退職手当制度が適用される者

ハ　申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあってはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあっては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第三号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかの別を含む。）についての当該事業主の証明書

ニ　申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施していない場合にあってはその旨、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあっては、申出者に係る確定給付企業年金の加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書

ホ　申出者が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第七号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格の有無についての事業主の証明書

ヘ　申出者が私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項に規定する学校法人等に使用される者であるときは、申出者に係る私立学校教職員共済制度の加入者の資格の有無についての事業主の証明書

ト　申出者が石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第六条に規定する事業主に使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書

チ　申出者が次に掲げる者の資格を有するかどうか（申出者が次に掲げる者の